朴委員からの質問及び回答①

資料２－３－１

|  |
| --- |
| [施策名]Ⅱ３国への働きかけ [上記資料のページ番号]　　P.51 |
| [質問内容]国家戦略特区の中の関西特区のうち大阪特区が外国から家事支援人材を受け入れることを決めている。「密室」になりがちな家事労働を考慮して、受け入れ自治体として労働者からの相談窓口を設置する計画があるのか。また、家事労働者の権利を保護する国際基準であるILO（国際労働機関）が採択した「家事労働者条約第189号」（家事労働者の適切な仕事に関する条約）を批准するよう国に要望する方針はあるか。 |
| [回答]■労働者からの相談窓口について国家戦略特別区域法第16条の3に規定する国家戦略特別区域家事支援外国人受入事業（以下「本事業」）では、特定機関（外国人家事支援人材を雇用契約に基づいて受け入れる法人等）が外国人家事支援人材の苦情及び相談を受ける窓口を設け、適切に対応できる体制とするとともに、利用世帯において外国人家事支援人材が不当に扱われた場合等に対応して、外国人家事支援人材を保護する仕組みを設けなければならないこととされている。また、本事業では、事業を適正かつ確実に実施するため、国家戦略特別区域会議の下に、関係自治体、内閣府地方創生推進室、地方入国管理局、都道府県労働局及び地方経済産業局により構成する「第三者管理協議会」が設置されることとなっており、同協議会においても、外国人家事支援人材からの苦情・相談を受けることが検討されている。■ILO条約の批准要望について　ILOの「家事労働者の適切な仕事に関する条約（第189号）」に関しては、国において国内法制との整合性を判断され、批准の検討がなされるべきものと考えており、国の動向を見据えてまいりたい。 |